

国際共同研究交通費補助 実施要領 <2025年度>

1. 目 的

本交通費補助は、従来から海外の研究者と共同研究の実績を持つ者で、研究者の招聘または派遣によりさらに研究を推進しようとする者に、招聘の場合は航空運賃全額および宿泊費・滞在費、派遣の場合は航空運賃の一部を支給することで、研究者の交流による国際的なネットワーク構築や若手研究者の育成、本学の知名度向上を図ることを目的としています。

2. 申請資格者

教授、准教授、助教、専任講師、特別任期制教授、任期制教員（実務家教員を除く）、教育技術主事及び実験助手。ただし、学院留学中の者は除きます。

3. 共同研究者

海外研究機関に所属する、常勤またはそれに準ずる研究者（共同研究者の所属機関の定めによる）で、本学教員と共同研究の実績を持つ者。

4. 補助額・支給方法

招聘研究者（本学に招聘する共同研究者）へは航空運賃の全額および宿泊費・滞在費を支給します。宿泊費の金額は別途定める「研究費旅費基準」により算出し、滞在費は共同研究実施期間中（移動日を含む）、日額3,000円です。派遣研究者（共同研究者の所属する海外研究機関またはフィールドワーク先に派遣する本学研究者。申請資格者に同じ）へは航空運賃の7割を補助します（報告後、航空券領収書に基づき補助額を算出します）。ただし、1つの共同研究に対する補助は合計50万円を上限とします。なお、本制度は本学教員（申請者）に対する補助制度であり、原則、招聘研究者への直接支払（海外送金）はできません。

※2025年度予算枠200万円（予定）

【注】(1) 研究者招聘の場合の航空チケット・宿泊費・滞在費支給方法

＜航空チケット＞

原則、申請資格者が関西学院大学生活協同組合を通して手配してください。

＜宿泊費・滞在費＞

来日前に申請資格者の第2口座へ振り込みます。招聘研究者へ渡していただき、「宿泊費・滞在費受領書」（所定様式）を取り交わしてください。研究計画変更等により宿泊・滞在日数が短縮された場合には、該当日数分を申請資格者より戻入していただきます。

(2) 宿泊費・滞在費については原則、源泉所得税が課税されます。補助額は当該所得税を含めた額が上限です。ただし租税条約を締結している国から招聘している場合は「租税条約に関する届出書」を事前に税務署に提出（申請）すれば免税となる場合があります。申請を希望される場合は、別途ご相談ください。

＜申請に必要な書類＞

届出書、パスポートのコピー、招聘内容を示す書類等。※書類の不足等により租税条約を適用することができない場合、申請資格者より当該所得税を戻入していただきます。

5. 申請方法

次の書類を、所属長を通じて学長（事務局：研究推進社会連携機構<西宮上ヶ原キャンパス>）に提出してください。

- ①「国際共同研究交通費補助 研究計画調書」（所定様式）
- ②航空運賃に関する見積書

申請締切：2025年 2月13日（木）16：50必着（期日厳守）

【注】(1) 同一申請者による招聘および派遣は、それぞれ年度内1回とします。

(2) 研究者招聘期間は3ヶ月以内に限りします。

(3) 補助決定後、研究課題、共同研究者、共同研究実施場所、共同研究実施期間等の大幅な計画の変更は認められません。特に研究者招聘の場合、当初計画を超える宿泊費の支給は認められず、滞在費も採択時の滞在予定日数×日額が上限となります。

(4) 見積書は、旅程（経路含む）・クラスが明示されたものとします。航空運賃が同一条件（日程・航空会社・航路）のエコノミークラス普通運賃を超えない場合、エコノミークラスより上位のクラス（例：プレミアムエコノミークラス、ビジネスクラス等）の利用が可能です。なお、この場合には、エコノミーク

ラス普通運賃の見積書も併せて提出してください（生活協同組合で手配をされる際には、併せて発行依頼をしてください）。

(5) 見積額をもとに補助予定額を決定するため、見積額と実費に大きな差額が出ないように注意してください。

6. 選考方法

研究推進委員会にて研究計画調書を確認のうえ、原則、以下①～③の順に選考します。

- ①過去の本交通費補助回数の少ない者を優先
- ②研究者招聘による共同研究を優先
- ③若手研究者による申請を優先（年齢順）

7. 報告

招聘期間または派遣期間終了後2カ月以内に、次の書類を所属長を通じて学長（事務局：研究推進社会連携機構〈西宮上ヶ原キャンパス〉）に提出してください。提出された研究成果報告書はとりまとめて大学として公表します。

- ①「国際共同研究交通費補助 実施報告書兼助成申請書」（所定様式）
- ②「国際共同研究交通費補助 研究成果報告書」（所定様式）
- ③航空運賃実費領収書（経路・クラスを明示した書類を添付）（派遣の場合）
- ④航空券の半券等搭乗したことを証明する書類（原本）
なお、研究者招聘の場合は、復路の搭乗証明書類は省略可能
- ⑤「宿泊費・滞在費受領書」（所定様式）（研究者招聘の場合）
- ⑥「研究活動情報発信システム」の投稿記事をプリントアウトしたもの※

※「研究活動情報発信システム」について

研究活動情報発信システムは、研究活動・研究成果を適時に発信し、専用ウェブサイトで公表するためのシステムです。システムを用いて共同研究の活動内容を投稿し、公表をお願いします。

投稿フォーム・外部向けウェブサイトへは、下記よりアクセスできます。

＜研究情報ポータルサイト＞

<https://www.kwansei.ac.jp/r-portal/>

以 上